

恵庭市水防計画

令和7年3月

恵 庭 市 防 災 会 議

[目 次]

第1章 総則

第1節 目的.....	1 - 1
第2節 用語の定義.....	1 - 1
第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱.....	1 - 4

第2章 予報及び警報等の伝達

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類.....	2 - 1
第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等.....	2 - 2
第3節 指定河川洪水予報.....	2 - 5
第4節 水防警報.....	2 - 7
第5節 水位情報の通知及び周知.....	2 - 9
第6節 河川管理者の情報提供.....	2 - 9

第3章 雨量・水位等の情報収集 3 - 1

第4章 ダム、排水機場、樋門等の操作

第1節 漁川ダム.....	4 - 1
第2節 排水機場、樋門等.....	4 - 3

第5章 通信連絡..... 5 - 1

第6章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材.....	6 - 1
第2節 輸送の確保.....	6 - 1

第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所

第1節 重要水防箇所の巡視及び警戒.....	7 - 1
第2節 重要水防区域の指定.....	7 - 1

第8章 水防管理団体の組織..... 8 - 1

第9章 水防活動	
第1節 非常配備体制.....	9－1
第2節 警戒区域.....	9－2
第3節 水防作業及び工法.....	9－2
第4節 避難のための立退き.....	9－2
第5節 決壊通報.....	9－3
第6節 決壊後の措置.....	9－5
第7節 水防解除.....	9－5
第10章 協力及び応援.....	10－1
第11章 水防信号、水防標識及び身分証票	
第1節 水防信号.....	11－1
第2節 水防標識.....	11－1
第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票.....	11－2
第12章 費用負担と公用負担	
第1節 費用負担.....	12－1
第2節 公用負担.....	12－1
第13章 水防報告.....	13－1
第14章 水防訓練.....	14－1
第15章 災害補償等.....	15－1
第16章 退職報償金.....	16－1
第17章 水防協力団体.....	17－1
第18章 浸水想定区域.....	18－1
第19章 指定水防管理団体の水防計画.....	19－1

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、北海道知事から指定された指定水防管理団体たる本市が、同法第33条 第1項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、本市の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものを行う（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、駿潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約

その他これに準ずるものをして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

(12) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第 13 条の 2）。

(13) 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報などをいう。

(14) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(15) 泛濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標

等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(16) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(17) 泛濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(18) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(19) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(20) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(21) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(22) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。

(23) 内水浸水想定区域

内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(24) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帶状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。

第3節 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

法に定める水防に関する機関及び居住者等の水防上の責任の大綱は、次のとおりとする。

1 恵庭市（以下「市」という。）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (9) 浸水被害軽減地区の指定・工事及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (10) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (11) 水防団及び消防本部等の出動準備又は出動（法第17条）
- (12) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (13) 警戒区域の設定（法第21条）
- (14) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (15) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (16) 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第25条、法第26条）
- (17) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (18) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (19) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (20) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (21) 水防協力団体の指定（法第36条）
- (22) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (23) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (24) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (25) 消防事務との調整（法第50条）

2 北海道（以下「道」という。）の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第4項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、消防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

3 国土交通省（北海道開発局）の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第32条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (11) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (12) 道及び気象庁への洪水予報河川の予測水位情報の提供（法第11条の2）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

5 気象庁（札幌管区気象台）の責任

- (1) 気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）

7 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第 25 条）
- (2) 決壊後の処置（法第 26 条）
- (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (4) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

8 安全配慮

洪水において、水防に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、自身の安全を確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 水防活動は、原則として複数人で行う。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間帯を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。

第2章 予報及び警報等の伝達

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意するとともに、札幌管区気象台、北海道開発局及び道から発表される次の水防活動用の各種予報及び警報の処理に遗漏のないようにしなければならない。

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関は次のとおり。

区分	種類	発表機関	摘要
気象等予報警報 ・法第10条第1項 ・気象業務法 第14条の2第1項	水防活動用気象注意報 水防活動用気象警報 水防活動用洪水注意報 水防活動用洪水警報	札幌管区 気象台	一般の利用に適合する注意報・警報及び特別警報の発表をもって変える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。
洪水予報 ・法第10条第2項 ・法第11条第1項 ・気象業務法 第14条の2第2項 ・気象業務法 第14条の2第3項	洪水注意報 洪水警報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報 ・法第16条	待機 準備 出動 指示 解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 水防活動の利用に適合する予報及び警報等

1 水防活動の利用に適合する予報及び警報

法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定により、札幌管区気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を北海道開発局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報及び警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

法第10条第1項及び気象業務法第14条の2第1項の規定により、水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類並びに内容は次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	内 容
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される

注1) 注意報とは、気象現象によって災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報をいう。

注2) 警報とは、気象現象によって重大な災害が起こるおそれがある旨を警告して行う予報をいう。

2 気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される情報。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する○○地方気象台情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報として発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合せた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所についてはキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

3 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

(1) 浸水キックル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

(2) 洪水キックル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

(3) 流域雨量指数の予測値

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4 水防活動の利用に適合する予報及び警報の伝達

気象業務法第15条の規定により、道は、札幌管区気象台から法第10条第1項及び気象業務法第14条の2の規定による気象及び洪水等について水防活動を必要とする予報及び警報の通知を受けたときは、関係水防管理者に通知するものとする。

気象官署から発せられる気象予報及び警報等は、道は気象情報伝送処理システム（以下、「アデス」という）、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者へ通知される。また、NTT東日本・NTT西日本から警報事項が市に通知される。

第3節 指定河川洪水予報

1 洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等

知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、水防管理者等に通知する。

種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル
氾濫注意情報 解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき		
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位上昇が見込まれるととき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認。	警戒レベル2相当
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれたとき	恵庭市が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。災害が想定されている区域等では、恵庭市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル3相当
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき	恵庭市が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、恵庭市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル4相当
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき	恵庭市が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害が既に発生していることを示す警戒レベル5に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル5相当

(水位の危険度レベル、水位の名称等)

水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市町村・住民に求める行動等
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機
レベル2 (注意)	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル3 (警戒)	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル4 (危険)	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保

2 洪水予報指定河川

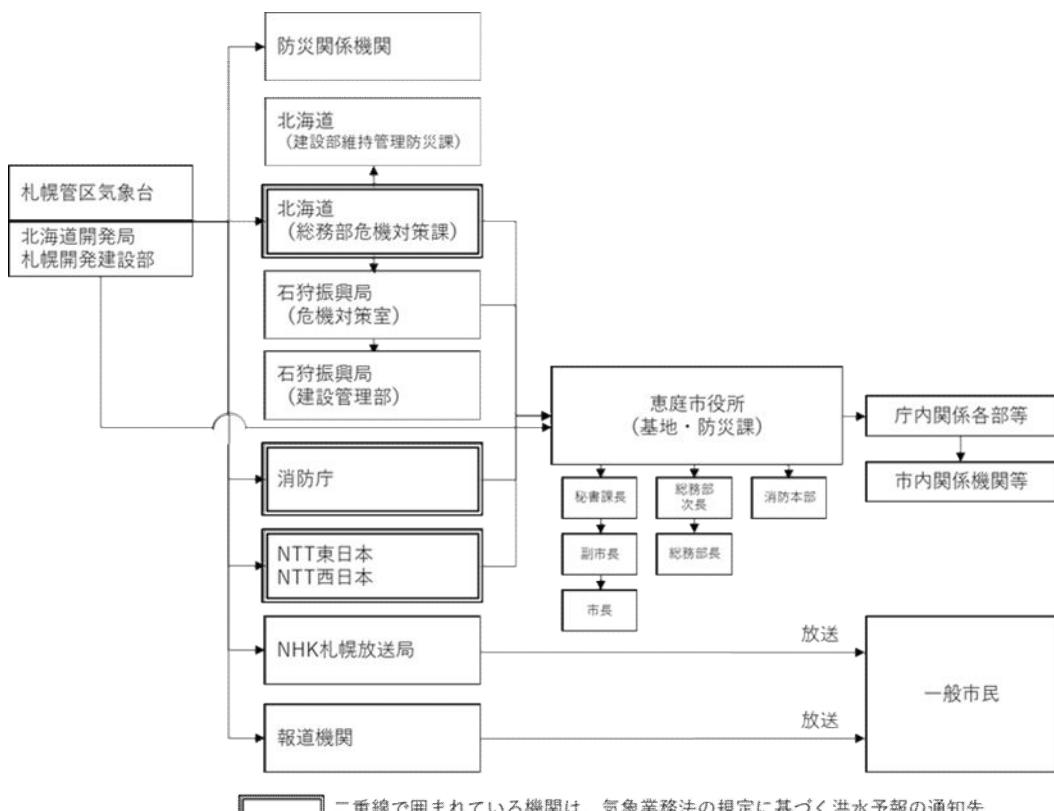
法第10条第2項の規定により、国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を行う河川で、知事より通知を受ける河川は次のとおりである。

水系名	洪水予報区域名	対象指定河川名	実施機関
石狩川	千歳川	千歳川	札幌管区気象台・札幌開発建設部

3 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図

指定河川洪水予報は、気象官署から道にはアデス、関係機関には防災情報提供システムにより通知され、道から北海道防災情報システムにより関係水防管理者へ通知される。

国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報の伝達系統図は次のとおりである。



第4節 水防警報

知事は、法第16条第1項及び第2項の規定により、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知するものとする。

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。

2 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき。
指 示	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水（定ぼから水があふれる）、漏水、堤防斜面の崩れ、亀裂、その他河川状況により警戒が必要とする事項を指摘して警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は既にはん濫注意水位を越え災害のおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。	はん濫注意水位以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ 上記の例を参考とし、各地域の実情等に応じ定めるものとする。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

3 国土交通大臣が行う水防警報

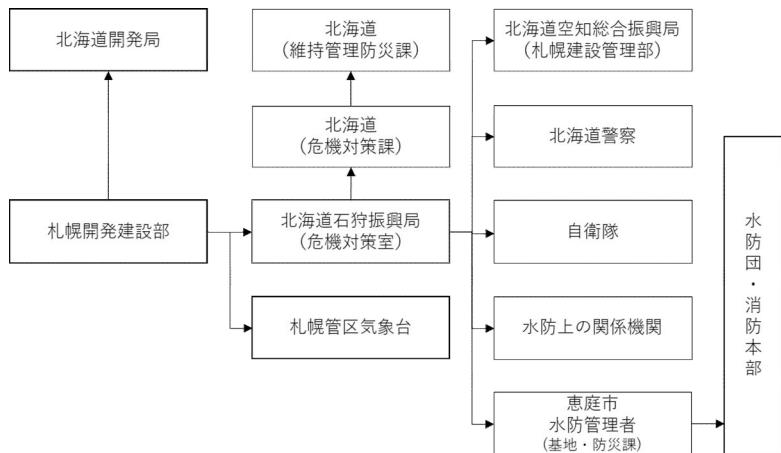
（1）水防警報指定河川等

法第16条第1項の規定により、国土交通大臣が水防警報を行うために指定した河川で、知事より通知を受ける河川は次のとおりである。

指定河川		基準水位、流量観測所			水防警報区		実施機関	振興局
水系名	河川名	名称	河川位置	所在地	左岸	右岸		
石狩川	千歳川	西越 裏の沢	幹川合流点より 40.58 km 幹川合流点より 15.00 km	千歳市幸福1丁目849番地 空知郡南幌町南 15 線 23 番地	自：千歳市錦町1丁 目 19 番の 1 地 先千歳橋 至：幹川合流地点	自：千歳市本町1丁 目 26 番の 1 地 先千歳橋 至：幹川合流地点	札幌開発建設部	石狩

(2) 伝達系統図

国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。



4 知事が行う水防警報

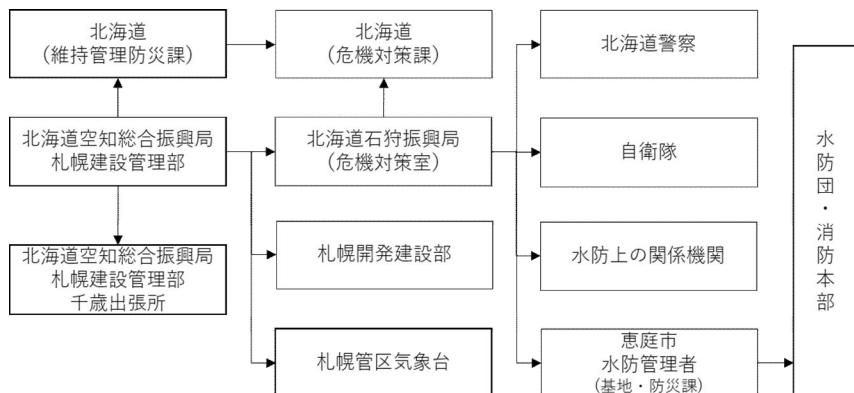
(1) 水防警報指定河川

法第16条第1項の規定により、知事が水防警報を行うために指定した河川（水防警報指定河川）で、知事より通知を受ける河川は次のとおりである。

指定河川		基準水位、流量観測所			水防警報区		水位周知区間	実施機関
水系名	河川名	名称	位置	所在地	左岸	右岸		
石狩川	柏木川	柏木	千歳川への合流点から5.4km	恵庭市西島松西6線南21号地先河川敷	自：恵庭市北柏木町3丁目21番1地先の市道柏橋下流端至：島松川への合流点	自：恵庭市柏木町579番1地先の市道柏橋下流端至：島松川への合流点	自：恵庭市北柏木町3丁目21番1地先の市道柏橋下流端至：島松川への合流点	空知総合振興局 札幌建設管理部
	茂漁川	茂漁	漁川への合流点から1.6km	恵庭市大町161番2地先河川敷	自：恵庭市柏木町419番1地先の市道めぐみ橋下流端至：漁川への合流点	自：恵庭市幸町4丁目354番2地先の市道めぐみ橋下流端至：漁川への合流点	自：恵庭市柏木町419番1地先の市道めぐみ橋下流端至：漁川への合流点	

(2) 伝達系統図

知事が行う水防警報の伝達系統図は次のとおりである。



第5節 水位情報の通知及び周知

法第13条の規定により国土交通大臣又は知事が指定した河川(水位周知河川)について、水位が避難判断水位(法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位)に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者等に通知されるとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知されるものである。

国土交通大臣及び都道府県知事が指定した河川の洪水特別警戒水位は、天端から住民への情報伝達、避難準備及び避難所への避難に要する時間の水位上昇を差し引いた水位(氾濫危険水位)であり、氾濫危険水位設定に当たっては、過去の水位観測データ、流域の特性、避難に関する情報、既定の計画水位などを総合的に判断して決定するものとする。

水位情報の伝達は、本章第4節「水防警報」の国土交通大臣及び知事が行う水防警報の伝達系統図により行う。

【単位:m】

水系	河川	名 称	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
石狩川	石狩川	石狩大橋 (石狩大橋上流約40m)	4.30	5.10	7.80	8.10	8.62
	千歳川	裏の沢 (広幌橋下流約50m)	5.60	6.40	7.20	7.40	9.27
		舞鶴 (舞鶴橋下流約140m)	6.40	7.10	—	—	9.58
		西越 (根志越橋下流約30m)	7.90	8.20	8.40	8.70	9.73
	漁川	日の出橋 (日の出橋下流約90m)	29.30	29.60	30.20	30.70	32.37
	茂漁川	茂漁 (旧国道橋地点)	29.36	29.65	29.91	30.07	30.83
	柏木川	柏木 (柏栄橋地点)	14.50	14.78	14.98	15.30	15.79
	島松川	島松 (南部橋地点)	11.76	12.68	—	13.50	13.50
		下島松 (島松川橋地点)	9.80	10.30	—	—	—

第6節 河川管理者の情報提供

河川管理者は、必要に応じ河川に関する情報(千歳川等の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像)を水防管理団体に提供する。

第3章 雨量・水位等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォン、携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報（気象庁）

名 称	U R L
あなたの街の防災情報	https://www.jma.go.jp/bosai/
気象警報・注意報	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning
アメダス	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas
雨雲の動き (高解像度降水ナウキャスト)	https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
洪水キックル (洪水警報の危険度分布)	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood
浸水キックル (大雨警報（浸水害）の危険度分布)	https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund

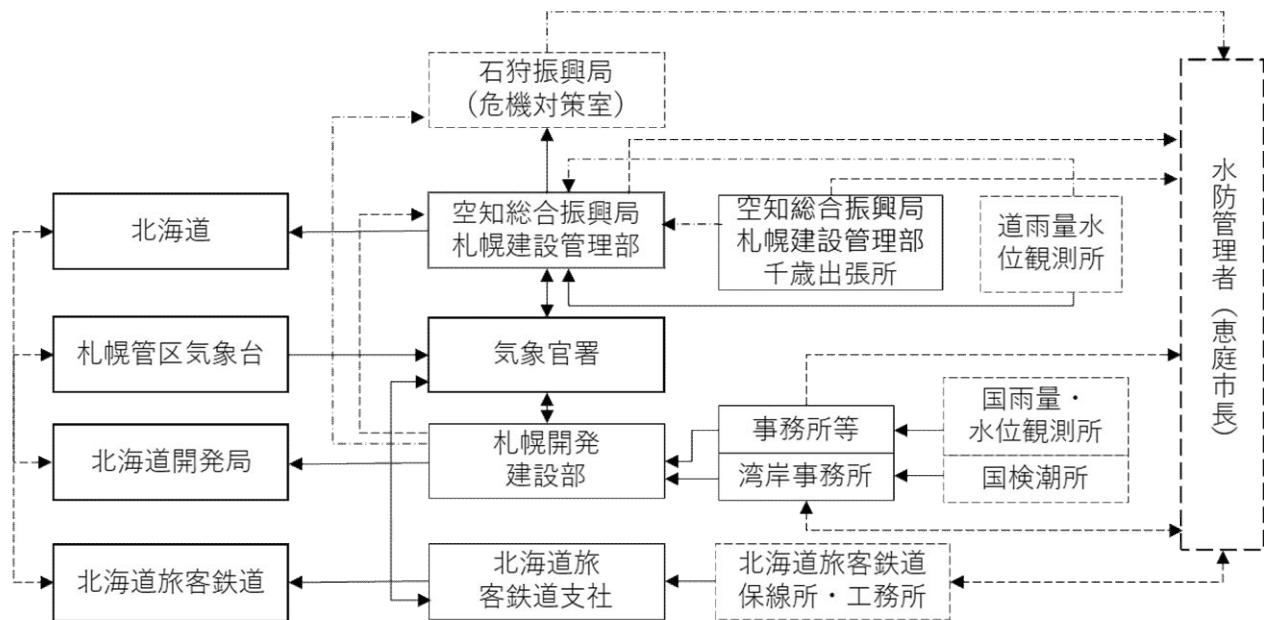
(2) 雨量・河川水位（国土交通省）

名 称	U R L
川の防災情報	【 P C 版 】 https://www.river.go.jp/ 【 市町村向け 】 https://city.river.go.jp/
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/
札幌管区気象台ホームページ	https://www.data.jma.go.jp/sapporo/

【参考】

水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。



(注) → 通常の経路
→ 必要に応じ通報
→ 障害時

第4章 ダム、排水機場、樋門等の操作

第1節 漁川ダム

1 ダムの概要

管 理 者	国土交通省北海道開発局	
所在地・連絡先	所在地：恵庭市漁平 連絡先：0123-33-7107	
完 成 年	昭和55年	
指定 河川	水 系	石狩川
	河 川	漁川
型 式	ロックフィルダム	
ダム の 規模	堤 高	45.5m
	堤 頂 長	270.0m
	堤 体 積	647,000m ³
貯 水 池	たん水面積	1.1km ²
	総貯水容量	15,300千m ³
	平常時最高水位 (※2)	EL=164.30m
	洪水時最高水位 (※3)	EL=176.50m

※1 平常時最高水位とは、平常時（非洪水時）にダムによって貯留することとした流水の最高水位。

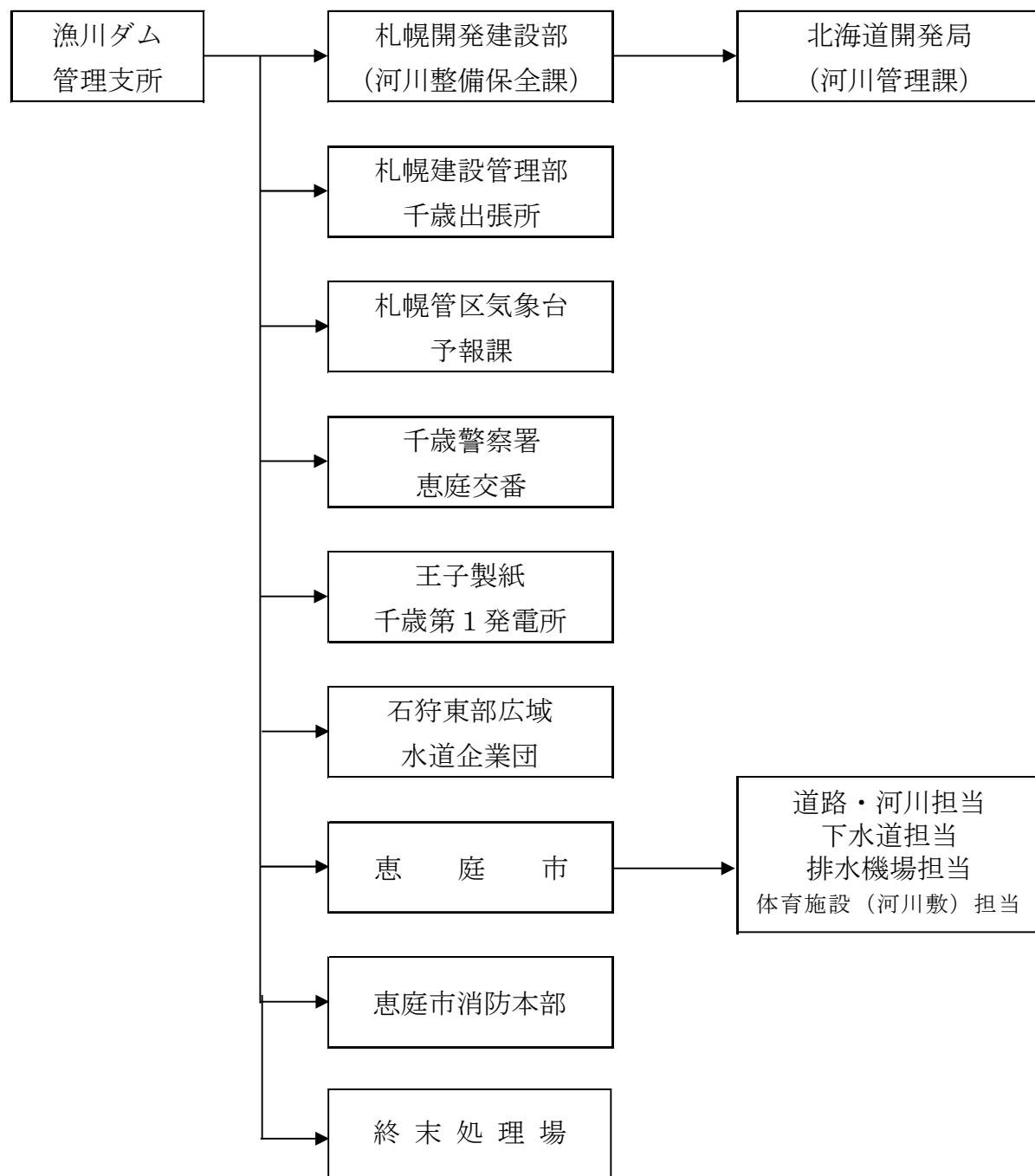
※2 洪水時最高水位とは、洪水時にダムによって一時的に貯留することとした流水の最高水位。

2 ダムの操作

- (1) 直轄ダムの管理者（河川管理者）は、気象状況及び水位の変動に留意し、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に基づき定めたダム操作規則等により貯水放流、門扉開閉等を行うものとする（河川法第14条）。
- (2) ダム管理者は、出水期に先立ち、ダムの管理に支障のないように、門扉等の点検、整備をするものとする。
- (3) ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、下流関係機関の水防警報又は活動体制等を十分に考慮し、ダム操作規則又はダム操作規程等により関係機関に対し、予報し、通知するものとする。

3 ダムの情報系統

情報系統図は次のとおりである。



第2節 排水機場、樋門等

1 排水機場、樋門等の設置場所等

本市の区域内に設置された排水機場・樋門等の設置場所、管理者等は、資料2、3のとおりである。

2 排水機場、樋門等の操作

(1) 点検・整備

排水機場及び樋門等の管理者は、日常の維持管理に万全を期するとともに、特に出水期には点検、整備を厳重にし、非常時の操作に支障がないよう留意するものとする。

(2) 操作

排水機場及び樋門等の管理者は、気象等の状況の通知を受けた後、水位の変動を監視し、それぞれの施設ごとに定められている操作規則に基づき運転を行う。

また、操作についての情報を必要に応じて関係機関に迅速に連絡するものとする。

第5章 通信連絡

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

(2) 水防管理団体の通信連絡

通信連絡は、一般有線通信によるほか、地域防災無線、北海道総合行政情報ネットワーク等の無線を用いて行うものとする。

(3) 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関する機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知しておくものとする。

2 「非常時優先通信」の利用

(1) 災害時優先通信の取り扱い

災害時により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時には約90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、法第27条第2項及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき災害時優先通信を利用することができる。

(2) 災害時優先通信の申込方

利用にあたっては、電気通信事業者（各電話会社）へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

3 電気通信設備の優先利用等

法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができる。

(1) 北海道総合行政情報ネットワーク

(2) 北海道警察本部通信施設

(3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設

(4) 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社通信施設

(5) 北海道開発局通信施設

(6) 自衛隊通信施設

第6章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資機材

1 水防資機材の保有状況調査

水防管理者は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充に努めるものとする。

2 水防資機材の備蓄

水防管理者は、水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄するものとする。本市における水防資機材の備蓄場所及び備蓄状況は資料4、又、「災害時における恵庭市建設業協会の協力に関する協定」に基づく恵庭市建設業協会の水防機材の保有状況は資料5のとおりである。

また、備蓄資器材が不足するような緊急事態に際しては、河川管理者へ応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与を要請することができる。

3 水防用土砂採取場

水防管理者は、毎年水防活動に備え土砂採取場を調査し、土砂を堆積しておくものとする。なお、堆積場所については、恵庭市車輌センターなど土砂の集積や作業スペースを十分に確保できる場所を選定する。

第2節 輸送の確保

1 輸送経路等の確保

水防管理者は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、恵庭市地域防災計画（一般災害対策編）第5章第10節「輸送計画」に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

第7章 巡視、警戒及び重要水防箇所

第1節 重要水防箇所の巡視及び警戒

1 河川等の巡視

水防管理者は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は当該河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

巡視責任者は、次のとおりとする。

河川名	千歳川、漁川、茂漁川、柏木川、ルルマップ川、島松川、ユカンボシ川
巡視担当部・班	建設対策部道路河川班
巡視責任者	建設対策部長

2 非常警戒

水防管理者が非常配備を指令したときは、建設部及び消防本部は、市内の水防区域を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川等の管理者に報告するとともに、水防作業を実施するものとする。監視警戒にあたり、特に留意する事項は次のとおりとする。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及びがけ崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防の上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状況
- (5) （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構造物と取付部分の異常
- (7) ため池等については、次の事項について注意するものとする。
 - ア 堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - イ 横管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - ウ 取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - エ 流入水及び浮遊物の状況
 - オ 周辺の地すべり等の崩落状況

第2節 重要水防区域の指定

水防管理者等は、重要水防区域（過去の洪水で堤防が損壊した箇所など、洪水時に堤防が損壊するおそれが高く、厳重な警戒が必要な箇所）を中心として、隨時、区域内の河川等の巡視を行うとともに、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防区域の実態を把握しておくものとする。

本市の区域内の河川等における重要水防区域は資料6のとおりである。

第8章 水防管理団体の組織

市（水防管理団体）は、恵庭市災害対策本部条例（昭和37年条例第19号）の定めるところに準じ、水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理するものとする。

なお、水防事務の総括は、総務部で行うものとする。

1 恵庭市災害対策本部

市長は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策本部設置基準に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

なお、市に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防事務を処理するものとし、各部及び班の所掌事務は、資料7のとおりとする。

2 恵庭市防災会議

水防計画の調査及び審議は、法第32条第2項の規定に基づき、防災会議が行うものとする。

3 大規模氾濫減災協議会

（1）大規模氾濫減災協議会

ア 国土交通大臣は、法第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。

- (ア) 国土交通大臣
- (イ) 北海道知事
- (ウ) 当該河川の存する市の長
- (エ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- (オ) 当該河川の河川管理者
- (カ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長
- (キ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他国土交通大臣が必要と認める者

イ 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

ウ 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（2）北海道大規模氾濫減災協議会

ア 北海道知事は、法第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進する必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織す

る。

- (ア) 北海道知事
- (イ) 当該河川の存する市町村の長
- (ウ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- (エ) 当該河川の河川管理者
- (オ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長
- (カ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

イ 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

ウ 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

(3) 市が所属する大規模氾濫減災協議会

本市は、平成 29 年 7 月、河川管理者、北海道、気象台、市町村等が合同で設置した石狩川下流域外減災対策協議会の構成員となり、同協議会千歳川外地域部会に属する。

同協議会は「水防災意識社会」再構築の推進を目指し、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標の共有や、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための水害リスクや取り組み状況の共有、地域の取組方針の作成などを進める。

第9章 水防活動

第1節 非常配備体制

1 非常配備体制

水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備体制により、水防業務を処理するものとする。なお、市の非常配備体制は、恵庭市地域防災計画（一般災害対策編）第3章第2節「恵庭市災害対策本部」に定める本部の配備基準を準用するものとする。

2 非常配備を指令したときの措置

水防管理者は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、道（石狩振興局長）に報告するものとする。

3 水防団（消防団）の非常配備体制

法第17条の規定により、水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団（消防団）を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

（1）出動準備

水防管理者は次の場合、管下水防団に対し出動準備をさせるものとする。

- ア 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があり、洪水等の危険が予想されるとき。
- イ 水防警報により待機又は準備の指令が発令されたとき。
- ウ 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがあるって、かつ出動の必要が予測されるとき。
- エ その他気象状況等により洪水の危険が予想されるとき。
- オ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

（2）出動

水防管理者は、次の場合は、直ちに管下水防団を出動させ、警戒配置につかせるものとする。

- ア 水防警報により出動の指令が発令されたとき。
- イ 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき。
- ウ 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき。
- エ 上記のほか、水防管理者が水防上必要があると認めるとき。

第2節 警戒区域

1 警戒区域の設定

法第21条の規定に基づき、水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官の警戒区域の設定

上記1に定める場所において、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。

3 警戒区域設定の報告

消防機関に属する者又は警察官は、警戒区域を設定したときは、水防管理者、消防機関の長及び千歳警察署長に報告するものとする。

第3節 水防作業及び工法

1 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速かつ的確に作業を実施するものとする。水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

2 水防工法

水防区域における水防工法の種類は、資料8のとおりとする。

第4節 避難のための立退き

1 避難及び立退きの指示

- (1) 法第29条の規定に基づき、水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、恵庭市地域防災計画（一般災害対策編）第5章第6節「避難対策計画」の定めるところにより、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。なお、水防管理者が立退きを指示する場合においては、千歳警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を石狩振興局長に速やかに報告するものとする。

(3) 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所等の必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

2 警察官の避難の指示

警察官は、水防管理者が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は水防管理者から要求があったときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。なお、警察官が立退きを指示する場合においては、水防管理者に通知するものとする。

3 避難場所の指定及び避難者等の輸送

避難場所の指定及び避難者等の輸送は、恵庭市地域防災計画（一般災害対策編）第5章第6節「避難対策計画」及び同章第10節「輸送計画」に定めるところによるものとする。

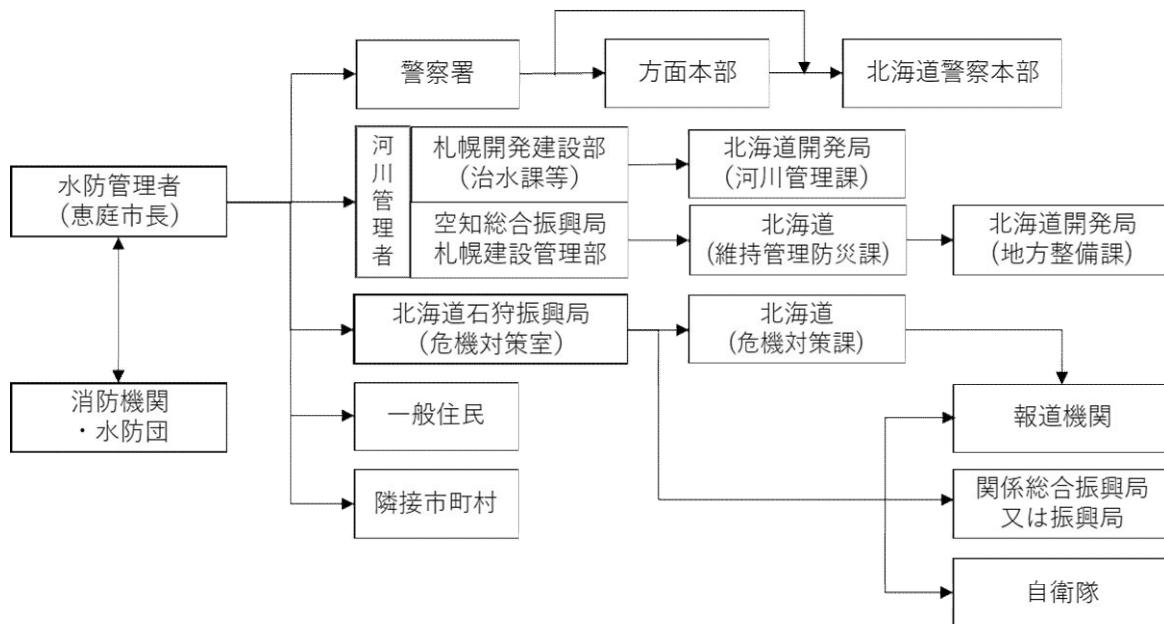
第5節 決壊通報

1 決壊の通報

堤防等が決壊したときは、水防管理者、消防機関の長は直ちに次の機関等へ通知する。

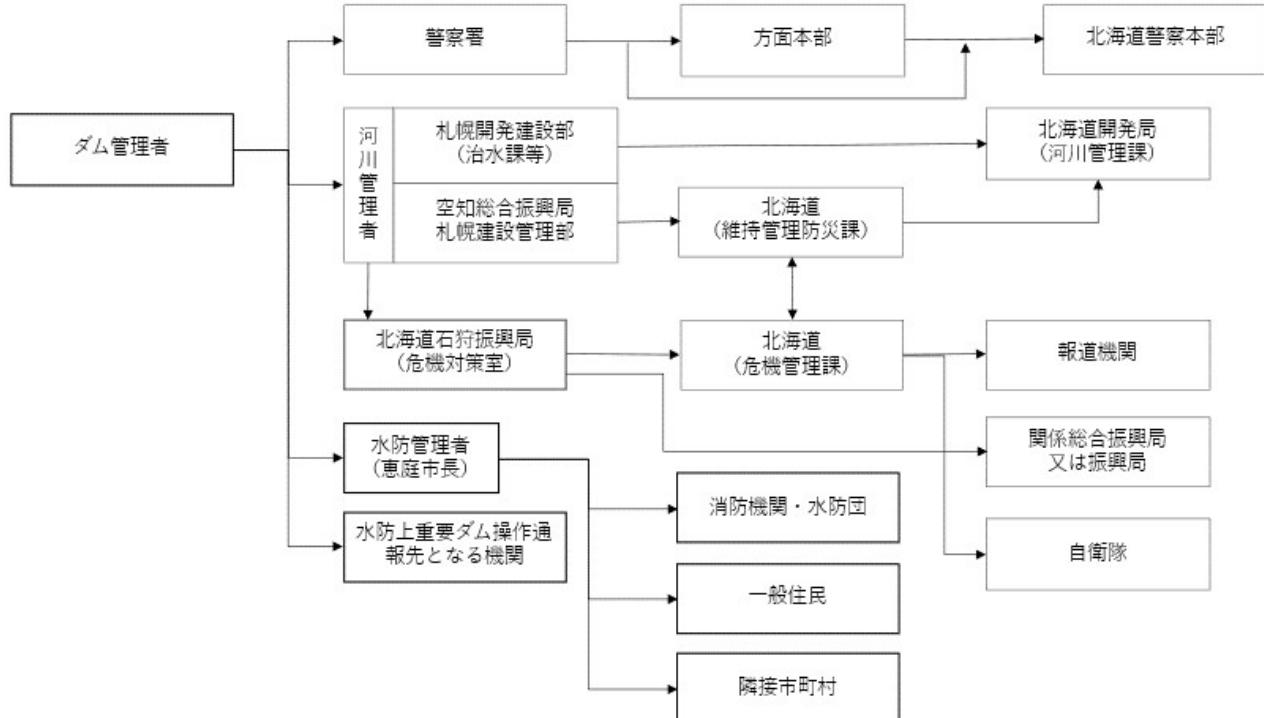
- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (1) 千歳警察署（警備課） | (42-0110) |
| (2) 千歳警察署恵庭交番 | (32-2028) |
| (3) 札幌開発建設部千歳川河川事務所 | (24-1114) |
| (4) 札幌開発建設部千歳川河川事務所漁川ダム管理支所 | (33-7107) |
| (5) 空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所 | (23-4191) |
| (6) 石狩振興局（地域政策課） | (011-231-4111) |
| (7) 石狩東部広域水道企業団 | (33-2191) |
| (8) 王子製紙株式会社千歳第一発電所 | (25-2143) |
| (9) 王子製紙株式会社漁川発電所 | (32-2787) |
| (10) 札幌市（危機管理対策課） | (011-211-3062) |
| (11) 江別市（危機対策・防災担当） | (011-382-4141) |
| (12) 千歳市（危機管理課） | (24-3131) |
| (13) 北広島市（危機管理課） | (011-372-3311) |
| (14) 長沼町（総務政策課） | (0123-88-2111) |
| (15) 南幌町（総務課） | (011-378-2121) |
| (16) 一般住民 | |

2 堤防等の決壊・越水等通報系統図



(注) 消防機関の長、水防団長は水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断した時は上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

3 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図



4 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊した時、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第6節 決壊後の措置

法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第7節 水防解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

第10章 協力及び応援

1 隣接市町水防管理団体との協力応援

法第23条第1項の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、次の隣接市町水防管理団体に対し、協力応援を求めるものとする。

恵庭市
市役所 0123-33-3131
消防本部 0123-33-5191

市町名	市役所・役場	消防本部
札幌市	011-211-2111	011-215-2080
江別市	011-382-4141	011-382-5432
千歳市	0123-24-3131	0123-23-3062
北広島市	011-372-3311	011-373-2321
長沼町	0123-88-2111	南空知消防組合 (所在 栗山町) 0123-72-1835
南幌町	011-378-2121	

2 警察との協力応援

警察との協力応援は、恵庭市地域防災計画（一般災害対策編）第5章第8節「災害警備計画」の定めるところによるもののほか、水防管理者が協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警戒区域の監視（法第21条第2項）
- (2) 警察官の出動（法第22条）
- (3) 警察通信施設の使用（法第27条第2項）

3 自衛隊への派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態は予想されるときは、恵庭市地域防災計画（一般災害対策編）第5章第31節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（石狩振興局長）に対して派遣要請を要求するものとする。

4 国（国土交通省）への派遣要請

水防管理者は、洪水等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、河川管理者との水防活動に関する災害情報の共有を行うため、必要に応じて職員の派遣（リエゾンの派遣）を要請するものとする。

第11章 水防信号、水防標識及び身分証票

第1節 水防信号

法第20条の規定により知事が定める水防信号は、次のとおりとする。

なお、地震による堤防の漏水、沈下等の場合も、下記に準じて取り扱う。

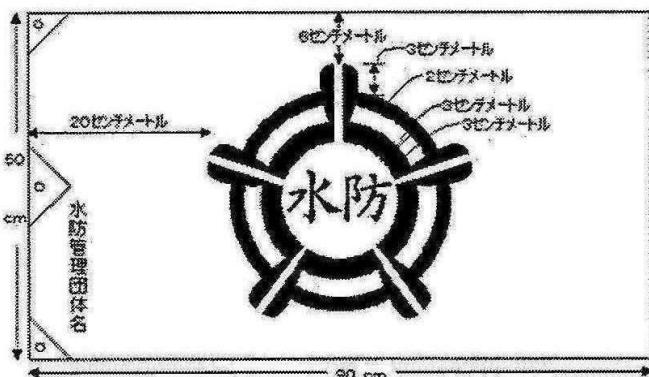
方法 区分	サイレン信号	摘要
第1信号	● - 休止 ● - 休止 ● - 休止 5秒 - 15秒 5秒 - 15秒 5秒 - 15秒	氾濫注意水位に達したことを知らせる信号。
第2信号	● - 休止 ● - 休止 ● - 休止 5秒 - 6秒 5秒 - 6秒 5秒 - 6秒	水防団及び消防本部に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。
第3信号	● - 休止 ● - 休止 ● - 休止 10秒 - 5秒 10秒 - 5秒 10秒 - 5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。
第4信号	● - 休止 ● - 休止 1分 - 5秒 1分 - 5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号。

(備考) 1 信号は、適宜の時間継続すること。

2 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車により周知すること。

第2節 水防標識

法第18条の規定により、知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

1 水防管理団体の職員の身分証票

法第49条第1項及び第2項の規定により、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する市の職員等の身分証明書は、次のとおりとする。

表

裏

水防立入検査証		
所属		
職		
氏名		
年　月　日		
水防管理者	印	

↑ 9cm

↔ 6cm

注　意
1 本書は、他人に貸与し、若しくは贈与し、又は勝手に訂正しないこと。
2 本書は、身分を失ったときは、直ちに発行者に返還すること。
3 本書は、水防法第49条第2項による立入票である。

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

- (1) 法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。
- (2) 法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

- (1) 法第42条第3項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。
- (2) 法第42条第2項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。
- (3) 法第42条第3項の規定により当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあっせんを申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

- (1) 法第28条第1項の規定により、水防管理者又は消防長が、水防のため緊急の必要があるときに行使することができる公用負担に係る権限は、次のとおりとする。
 - ア 必要な土地の一時使用
 - イ 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
 - ウ 車両その他の運搬用機器の使用
 - エ 排水用機器の使用
 - オ 工作物その他の障害物の処分
- (2) 公用負担を命ずる権限行使する者は、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者は、次に定める委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

【公用負担権限委任証】

第 号

公 用 負 担 権 限 委 任 状

住 所

職 名

氏 名

上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。

年 月 日

委任者 氏名

印

(縦9cm、横6cm)

(3) 公用負担命ずる権限を行使する者は、次に定める証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

【公用負担命令票】

第 号

公 用 負 担 権 限 委 任 状

住 所

職 名

氏 名

上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明する。

年 月 日

委任者 氏名

印

(縦9cm、横6cm)

2 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第28条第2項の規定により、時価によりその損失を補償しなければならない。

第13章 水防報告

1 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに石狩振興局長に報告するものとともに、石狩振興局は当該水防管理者からの報告について、国（開発建設部）に報告するものとする。

- (1) 水防団（消防団）及び消防機関の職員を出動させたとき
- (2) 他の水防管理団体に応援を要請したとき
- (3) その他必要と認める事態が発生したとき

令和●年●●における水防活動 (●●消防団・令和 年 月 日～ 日)		
○概 要		
活動時間	出動延人数	主な活動内容
水防活動実施箇所 地 図		
水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真	

2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、次の様式にて調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに石狩振興局長に提出するものとする。

【調査対象期間】 1月～5月、 6月～7月、 8月～9月、 10月～12月

水 防 活 動 実 施 報 告 書

区分 (惠庭市)	水防活動			使用資材費			左のうち主要資材費 35万円以上使用団体分			自 年 月 至 年 月 備考	
	団体数	活動延人 員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費				
							主要資材	その他資材	計		
水防管理団体分 前 回 迄	()	人	円	円	円						
月 分	()										
月 分	()										
月 分	()										
小 計	()										
累 計	()										

（作成要領）

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は、不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万以上使用団体分」の各欄の記入、水防管理団体の「累計」欄のみ記入すること。

第14章 水防訓練

1 市の水防訓練

市は、消防職員及び消防団員に対し、隨時水防工法についての技能を修得させるとともに、恵庭市地域防災計画（一般災害対策編）第4章第1節「防災教育及び訓練計画」に基づき、適時訓練を実施するよう努めるものとする。

また、必要に応じ河川管理者に水防訓練及び水防技術講習会への参加を要請する。

区分	時期	実施場所	実施内容	所管
水防訓練	適時	水害危険地区	図上又は実地訓練 水防工法、樋門操作、水位雨量観測、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報・通報伝達等のほか、恵庭市水防計画に掲げる訓練を実施する。	防災会議

※ 恵庭市地域防災計画（一般災害対策編）第4章第1節「防災教育及び訓練計画」より

2 道の水防訓練

道は、関係機関とともに北海道地域防災計画の定めるところにより、水防訓練を含めた防災総合訓練を実施するほか、水防警報伝達等の通信訓練を実施するものとする。また、水防管理団体及び水防団、消防機関を対象とする水防に関する技能訓練を実施し、水防体制の強化を図るものとする。

第15章 災害補償等

水防団（消防団）及び法第24条の規定により水防に従事した者が、水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、法第6条の2及び法第45条の規定に基づき、「市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）」の定めるところにより補償するものとする。

第16章 退職報償金

法第6条の3の規定により、水防団（消防団）長又は水防団（消防団）員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、「市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）」の定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができるものとする。

第17章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

法第36条第1項の規定により、水防管理者は、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人、自主防災組織、ボランティア団体等が、本章第2に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

法第36条第2項の規定により、水防管理者は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

2 水防協力団体の業務

法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上、必要な監視、警戒、その他の水防活動に協力すること
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

3 水防団等との連携

法第38条の規定により、水防協力団体は、水防団及び消防機関との密接な連携の下に上記第2節に掲げる業務を行うものとする。

第18章 浸水想定区域

1 浸水想定区域の指定

法第14条の規定により、北海道開発局及び道により、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域は浸水想定区域として指定され、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深が公表されるとともに、関係市町村の長に通知される。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

法第15条第1項の規定により、防災会議は、洪水予報河川及び水位周知河川について、恵庭市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として恵庭市が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設にあっては、施設の名称及び所在地
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行わなければならない。

なお、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の所有者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。また、市長は、同指示を受けた当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

当該要配慮者利用施設の洪水時の円滑な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

4 洪水ハザードマップ等の配布等

法第15条第4項の規定により、市長は、恵庭市地域防災計画において定められた上記2（1）（2）（3）に掲げる事項及び「土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）の規定による洪水時において土砂災害を防止するため必要と認められる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずるものとする。

（資料9）千歳川流域浸水ハザードマップ

5 住民への周知

市は、洪水ハザードマップに記載した事項を、ホームページへの掲載その他適切な方法により、住民が常に知り得る状態にしておくものとする。

第19章 指定水防管理団体の水防計画

1 指定水防管理団体の水防計画

法第33条第1項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを変更しなければならない。

法第33条第2項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会又は防災会議に諮るとともに、知事（石狩振興局長）に協議するものとする。

2 水防計画の公表

法第33条第3項の規定により、指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するものとする。

3 指定水防管理団体の水防計画作成要領

指定水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものとする。